

(方向性案)

釧路湿原国立公園

釧路湿原生態系維持回復事業

実施計画(第 1 期)

平成 年 月 日

目 次

- 第1章 計画の枠組み
 - 1-1 計画策定の目的
 - 1-2 計画期間
 - 1-3 事業実施の基本方針
 - 1-4 計画対象地域
 - 1-5 管理手法
- 第2章 エゾシカの生息状況把握と対策実施地区の選定
 - 2-1 エゾシカ個体数把握
 - 2-2 エゾシカによる植生への広域影響把握
 - 2-3 対策実施地区の選定
- 第3章 エゾシカ対策による生態系の維持または回復
 - 3-1 エゾシカの個体数調整
 - 3-2 植生保護
 - 3-3 対策効果測定のための植生モニタリング
- 第4章 各対策実施地区における実施計画
 - 4-1 達古武地区
 - 4-2 コッタロ地区
 - 4-3 右岸堤防地区
- 第5章 関係機関との連携
 - 5-1 情報発信
 - 5-2 対策実施における関係機関との調整
 - 5-3 広域的な連携
 - 5-4 全国的なニホンジカ対策の推進
 - 5-5 釧路湿原自然再生事業との連携

第1章 計画の枠組み

1-1 計画策定の目的

釧路湿原国立公園釧路湿原生態系維持回復事業実施計画(以下、「本計画」)は、釧路自然環境事務所等が実施する釧路湿原生態系維持回復事業について、実施方針等を定めることを目的とする。

1-2 計画期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

第1期は平成30年度から3ヶ年度、第2期以降は5カ年度を想定。(釧路湿原生態系維持回復事業計画7(1)と整合させる)

1-3 事業実施の基本方針

釧路湿原生態系維持回復事業計画に基づき、エゾシカによる影響を低減することを通じて、釧路湿原国立公園における生態系の維持又は回復を図ることを目標として、事業を実施する。

なお、事業実施にあたっては、「北海道エゾシカ管理計画」、市町村が作成する「鳥獣被害防止計画」との整合を図ることとする。また、釧路湿原自然再生事業との連携を図り、情報共有に努めることとする。

1-4 計画対象地域

釧路湿原国立公園全域とする。ただし、エゾシカの行動圏や季節移動範囲は、国立公園の区域外にも及ぶことから、釧路湿原国立公園区域を一時的又は季節的に利用するエゾシカ個体の行動調査にあたっては、国立公園外についても対象とする。

対象地域を図〇のとおりユニットに区分し、ユニット毎にエゾシカの個体数やエゾシカによる植生への影響等を把握し、対策の実施方針等を検討する。

1-5 管理手法

捕獲によるエゾシカの個体数調整を実施することにより、エゾシカによる自然環境への影響を軽減し、生態系の回復を図る。保全上重要な植生については、必要に応じて植生保護柵の設置も検討する。

エゾシカの個体数調整を実施するにあたっては、湿原植生の脆弱性に鑑み、以下の原則に基づくこととする。

- ・極力、湿原以外の場所において捕獲を行う。
- ・やむを得ず湿原内での捕獲を行う場合は、ミズゴケ湿原等保全上重要な植生を避け、土壌凍結期に実施する等極力自然環境への影響の小さい手法を選択する。

- ・タンチョウや海ワシ類その他の生息地に近い場所を避ける。
- ・公園利用者の多い場所及び時間帯を避ける。

第2章 エゾシカの生息状況等の把握と対策実施地区の選定

2-1 エゾシカ個体数把握

2年ごとに航空カウント調査を実施する。個体数はユニット単位で集計する。

北海道が実施するライトセンサス調査結果等も併せて評価し、エゾシカの空間的分布や、経年変化をモニタリングする。

2-2 エゾシカによる植生への広域影響把握

釧路湿原全域におけるエゾシカの影響を空間的・経時的に評価するため、図〇に示す位置に設けられている永久調査区において、以下のとおり植生モニタリング調査を実施する。

(植生モニタリングのマニュアルを作成。→別紙?)

2-3 対策実施地区の選定

釧路湿原国立公園内の保全上重要な植生(ミズゴケ湿原や湿原への土砂流入対策上重要な湿原周辺丘陵地等)を有する場所及びこれに隣接する場所であって、エゾシカによる植生への影響が顕著な場所に生息するエゾシカ個体群について、個体数調整捕獲等の対策を検討する。

ただし、個体数調整捕獲を実施する場所は、原則として国指定釧路湿原鳥獣保護区内とする。なお、捕獲実施にあたっては、当該鳥獣保護区の指定理由等に鑑み、タンチョウその他希少野生生物や渡り鳥等との軋轢をできる限り小さくするよう、立地、捕獲手法、時期、時間帯等を検討することとする。

また、捕獲実施により保全対象となる植生地が損傷されるおそれがある場合や、公園利用者との軋轢が生じる可能性がある場所である場合においては、当該植生地を利用するエゾシカの季節移動及び日周行動を調査し、当該植生地以外での捕獲を検討することとする。

なお、これまでの調査において、達古武地区、コッタロ地区及び釧路川右岸堤防地区においてエゾシカの影響が顕著であることがわかっているため、当面は同3地区における対策を先行実施する(第4章)。

第3章 エゾシカ対策による生態系の維持または回復

3-1 エゾシカの個体数調整

対策実施地区として選定された地区においては、予めエゾシカの生息状況調査、日周行動・季節移動調査等を実施し、これに基づいて捕獲手法検討や試験捕獲を実施する。

捕獲手法検討や試験捕獲の成果について、専門家の助言を得て個体数調整の実施可能性を評価し、中長期的に捕獲効率の高い個体数調整実施方針を検討する。

個体数調整の実施結果については毎年度とりまとめ、科学的な評価を行って、改善を行う。

なお、捕獲や餌付け誘因等の影響によって、捕獲効率の低下、周辺湿原植生への影響増加、周辺農林地への被害増加、エゾシカと自動車や列車の交通事故の増加等が生じないように、エゾシカの行動パターンの把握に努め、影響の軽減を図ることとする。

3-2 植生保護

釧路湿原の周辺丘陵地等において深刻な樹皮はぎや稚樹の採食等が見られ、当該地区におけるエゾシカの選好樹種の絶滅が懸念される場合には、ネット巻き等による食害防止対策を検討する。ただし、原則として環境省所管地や、森林施業が行われていない公有地であって土地管理者の協力（労力・費用）が得られる場所に限る。

高層湿原等、保全上重要かつ脆弱な植生において、放置することにより深刻な影響が生じると予想される場合は、植生保護柵の設置を検討する。

3-3 対策効果測定のための植生モニタリング

対策実施地区における個体数調整の効果測定にあたっては、植生の回復状況を指標とする。植生指標は対策実施地区の主要な植生において極力簡便で調査者による誤差の小さい指標を設定する。

例) カラマツ人工林・・・ササ丈、広葉樹稚樹の出現状況・食痕等
ハンノキ林・・・ハンノキ及び灌木の食痕頻度等
ミズゴケ湿原・・・指標種の食痕頻度、シカ道の増減等

第1期計画期間においては明確な評価基準は設けず、捕獲したエゾシカの個体数及び生息状況と、採食状況調査等の結果について評価を行い、植生指標の開発を行う。

第2期計画期間から目標達成の評価基準を運用する。

第4章 各対策実施地区における実施計画

4-1 達古武地区

1)地区の概要

達古武地区では、旧カラマツ人工林を中心に環境省が所管する森林において釧路湿原自然再生全体構想に基づく自然林再生が実施されているが、発生した広葉樹実生や植栽した広葉樹苗木がエゾシカに採食されるなど、エゾシカによる影響が自然再生事業実施上の障害となっている。

なお、自然再生事業において、広葉樹の稚樹生長量等に関する調査が行われている。

2)過去の事業実施状況

本地区では、平成 25 年度から試験捕獲を実施している。これまでに、平成 25 年度には合計 59 頭（大型囲いわな 49 頭、くくりわな 7 頭、銃器 3 頭）、平成 26 年度には合計 76 頭（大型囲いわな 59 頭、小型囲いわな 7 頭、くくりわな 10 頭）、平成 27 年度には 50 頭（大型囲いわな 43 頭、小型囲いわな 7 頭）の、合計 185 頭を捕獲している。

これまでの捕獲により一定程度生息密度の低減が見られたが、未だ相当数のエゾシカが生息していると考えられる。

大型囲いわなで捕獲したエゾシカ雌成獣について、平成 25 年度に 2 頭、平成 26 年度に 10 頭、GPS 首輪を装着して追跡調査を行っている。

3)個体数調整捕獲の実施方針

公園利用者が多く、タンチョウの生息も確認されていること、未だ生息密度が高いと考えられることから、当面は囲いわなを中心とした個体数調整捕獲を継続実施することとする。捕獲時期は、餌付け誘因効果の高い冬季を基本とする。

4)植生指標の検討

広葉樹の稚樹生長量及びササ桿高に係るモニタリング調査を実施する。なお、稚樹生長量調査については自然再生事業で実施されているため、データの提供を受ける。

4-2 コッタロ地区

1)地区の概要

コッタロ地区は、道道 1060 号線により湿原核心部へのアクセスが可能な立地で、原生的な湿原環境が残るコッタロ湿原があり、道路沿線はハンノキ林やヨシ・スゲ湿原となっている。湿原内の道路沿線には一年中多数のエゾシカが見られ、特に冬期にはコッタロ湿原東側に百頭単位のエゾシカが密集する様子が見られる。

湿原核心部におけるエゾシカ対策を考える上で重要な地区であり、個体数調整を実施する優先度は高い。

2)過去の事業実施状況

酪農学園大学により、10 頭のエゾシカ雌成獣に GPS 首輪を装着し、行動追跡が行われている。

平成 26 年度には捕獲手法検討調査が行われている。

3) 個体数調整捕獲の実施方針

生活道路や公園利用道路として一定の交通量があり、鉏路川でのカヌー利用や釣りなどの利用者も多い場所であることから、安全対策には十分配慮することとする。

4) 植生指標の検討

ホザキシモツケ等灌木類のエゾシカ採食状況に係るモニタリング調査等が想定される。

4-3 右岸堤防地区

第5章 関係機関との連携

5-1 情報発信

釧路湿原エゾシカ対策検討会議については、公開で行うこととし、報道機関に対して取材を呼びかける他、関係自治体及びエゾシカ対策に関心を持つ者に対して傍聴を促す。

対策の成果等について、積極的に報道機関への発表を行う。

5-2 対策実施における関係機関との調整

事業計画について、利害関係者への情報提供や必要に応じて事前協議を行い、事故や軋轢の防止に努める。

釧路湿原周辺域においてエゾシカの捕獲事業を行う者等と調整を行い、役割分担の明確化や軋轢防止に努める他、事業によって得られた成果を共有することにより、他主体によるエゾシカ捕獲を推進する。

5-3 広域的な連携

釧路湿原域を利用するエゾシカは、季節移動及び日周行動により釧路湿原域以外を利用する個体も少なくなく、また釧路湿原域以外において捕獲をすることが効率的である場合もあると考えられる。事業によって得られた季節移動や日周行動のデータ、捕獲技術等について連携を行い、釧路湿原域以外におけるエゾシカの捕獲を推進する。

5-4 全国的なエゾシカ対策の推進

本事業で得られた、エゾシカの個体数調査、季節移動・日周行動調査、捕獲技術等については、インターネット等で公開し、全国的なエゾシカ対策の推進を図る。

野生動物の管理に関する視察・研修等に対して、本事業で得られたデータを提供する他、実習フィールドとして本事業の対策実施地区を提供する。

5-5 釧路湿原自然再生事業との連携

エゾシカの増加による自然環境への影響は、釧路湿原の保全上現在進行形のリスクとなっている。そのため、釧路湿原自然再生協議会においてエゾシカによる釧路湿原への影響や対策の実施状況について情報共有を行うこととする。特に森林再生事業については、エゾシカの直接的な影響が生じるため、情報共有と意見交換を行い、対策実施方針の整合を図る。